

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 北海道函館市末広町 5 番 1 4 号

事業者名 函館市企業局
代表者名 函館市公営企業管理者
企業局長 手塚 祐一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	・該当なし	・該当なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・高齢者，障害者に対する乗降介助訓練の実施	・高齢者，障害者等の乗降支援の方法に関する教育訓練を継続的に実施する。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き，視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修（乗降介助訓練） ・交通誘導員の配置	・事故防止研修時に障害者に対する乗降訓練を実施する。 ・工事期間中の営業時間内について，交通誘導員を配置することで，安全な経路に適切に誘導する。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き，視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。 ・該当なし

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・該当なし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・乗務員に対する乗降支援の研修	・障害者（視覚障害者）の乗降支援について研修を行う。	・乗務員を対象に障害施設より講師を招き、視覚障害者の乗降補助訓練を実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・インターネットによるバリアフリー情報「らくらくおでかけネット」の活用	・旅客施設等の利用者に対する情報提供の内容を更新	・情報提供内容の確認を行った。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

取り扱う部署について ・移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）については、施設課線路担当が主管を務めている。

(3) 報告書の公表方法

インターネットの利用（HPに掲載）

(4) その他

--

○：適合

[illegible]

[illegible]

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（令和 7 年度）

住 所 北海道函館市末広町 5 番 1 4 号

事業者名 函館市企業局
代表者名 函館市公営企業管理者
企業局長 手塚 祐一

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第 6 条の 2 で定める要件に関する事項

（１）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3 万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。	
（２）過去 3 年度における 1 日当たりの平均利用者数が 3000 人以上 3 万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を 50％以上所有しているか、又は自社に対し 50％以上出資している中小企業者である。	